

幕別町体育連盟運営細則

- 第1条 本連盟運営のため、必要に応じて委員会を設けることができる。
- 第2条 本連盟の役員、選手が代表として派遣される場合は、可能な範囲で旅費等を支給することがある。
- 第3条 本連盟及び加盟団体に特に功労があった者、又は永年勤続者を表彰することができる。

幕別町体育連盟加盟細則

- 第1条 加盟団体は同一種目につき、本町を統括代表するアマチュアスポーツ団体とする。
- 第2条 加盟団体が独自に営利行為（寄付）を行う場合は、本連盟の役員会の議を得なければならない。
- 第3条 加盟団体は、連盟の求めに応じて必要な書類を提出しなければならない。
- 第4条 加盟団体は、選出役員及び提出書類に変更が合った場合は、ただちにその旨届け出なければならない。
- 第5条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より必要書類を本連盟に提出し、役員会の議決を得なければならない。

幕別町体育連盟スポーツ功労者授与規程

- 第1条 幕別町のスポーツ振興を図るため、この規程の定めるところにより幕別町体育連盟功労賞を授与する。
- 第2条 本功労賞は次の条件を具備しているもののうちからこれを選考する。
- (1) 地域団体の体育及びレクリエーションの健全な普及発展に特に貢献のあったもの。
- (2) 町体育連盟に加盟する各団体に原則として10年以上所属し功労のあったもの。ただし、重複の受賞はできない。
- 特に顕著な功労のあったものは、その限りでない。
- 第3条 功労賞の選考については、各所属団体より推薦されたものの内から、体育連盟役員会において最終選考するものとする。

付 則

1. この規程は、昭和54年3月28日から施行する。
2. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成5年5月31日から施行する。